

寒川町契約規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(前金払の申請手続等) 第48条 (略) 2 町長は、前項又は<u>第5項</u>の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否及び金額を決定し、公共工事前金払決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。 (加える) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)	(前金払の申請手続等) 第48条 (略) 2 町長は、前項又は<u>第6項</u>の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否及び金額を決定し、公共工事前金払決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。 <u>3</u> <u>継続費又は債務負担行為に係る契約について前金払を受けようとする場合における第1項の規定の適用については、これらの規定中「契約締結の日」とあるのは「契約締結の日(契約を締結した年度以外の年度にあっては当該年度の初日(前条第5項に該当する場合については当該年度の前払金の支払をできるようになった日))」とする。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>